「佐賀県人権施策基本方針」の策定方針(案)

1 新たな基本方針の策定理由

- ◎令和5年3月に、新たな人権条例を制定・施行。
- ◎新たな条例では、人権施策を実施するための基本方針を定める旨を規定。
- ◎新たな条例では、教育・啓発に加え、相談体制の整備や人権侵害行為があった場合の行政指導など、人権侵害行為の防止等を図るための新たな施策等を規定しており、これらを踏まえた、新たな基本方針を策定する必要がある。

2 基本方針の名称

◎「佐賀県人権施策基本方針」(仮称)

※従前の人権条例に基づき策定した「佐賀県人権教育・啓発基本方針」は廃止。

3 基本方針策定に当たっての考え方

- (1) 新条例に込めた趣旨や思い等を明記
 - ・人権問題の解決に向けた思い(条例前文)
 - ・不当な差別など"してはならない行為"の明記
 - ・県、市町、県民の責務に加えて、事業者の責務を新たに追加。

(2) 新条例に規定(追加)した県の取組を明記

- ・解決に向けた行政指導(助言、説示、あっせん等)
- ・プロバイダ等への削除要請の取組
- ・人権啓発センターさがを拠点とした相談体制の整備 等

(3)教育・啓発の取組(課題別取組を含む)に関しては、現行の基本方針の内容をベースに必要な見直しを行う

(新たな基本方針に反映する事項等)

- ・人権に関する県民意識調査結果(令和3年度)
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の 増進に関する法律の制定(令和5年6月)
- ・パートナーシップ宣誓制度の導入(令和3年8月~)
- ・佐賀県施策方針 2023 等、直近の県の各種計画との整合 等

4 構成について

以下内容の構成とする。

- ◎基本方針策定の趣旨
- ◎人権を取り巻く状況
- ◎教育・啓発の推進
- ◎相談体制の整備
- ◎人権侵害行為の解消等を図るための取組
- ◎インターネット上の人権侵害行為の防止等を図るための取組
- ◎課題別施策の推進
 - ・部落差別(同和問題)
 - 女性
- ・こども

• 高齢者

- 障害者
- 外国人

• 患者等

- 犯罪被害者等
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ等
- ・その他の人権に関わる様々な課題(刑を終えて出所した人、ホームレス等生活 困窮者、北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題、 個人情報の保護、その他の人権課題)」
- ◎その他